

# 一般社団法人日本抗加齢医学会地方会規則

## 第1章 総則

第1条 一般社団法人日本抗加齢医学会(以下「本学会」という)は、定款第3条に基づき、次の地方に支部(以下「地方会」という)を置き、本学会の発展と抗加齢医学を通じ国民の福祉に貢献することを目指す。

北海道地方	北海道
東北地方	青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島
関東甲信越地方	群馬、埼玉、栃木、茨城、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、新潟
東海地方	静岡、愛知、岐阜、三重
北陸地方	富山、石川、福井
近畿地方	滋賀、大阪、京都、奈良、和歌山、兵庫
中国地方	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国地方	香川、徳島、高知、愛媛
九州地方	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

2. 地方会は必要に応じ、本会理事会の議決により、合併、分割、区分変更することができる。

第2条 地方会は原則としてその地方の本学会の会員をもって組織する。

2. 地方会はその組織運営について、本規則に従い、別に定める各地会会則により行う。地方会の会則を定める場合およびこれを変更する場合、その他重要な事項は、本学会理事会の承認を得なければならない。

## 第2章 地方会構成基準

第3条 地方会は次の事項を整備し、組織する。

- (1) 地方会は明確な会員名簿を有すること。
- (2) 地方会役員構成は、本学会正会員であり、2名以上が本学会役員(顧問・名誉理事長・理事もしくは評議員)とする。
- (3) 地方会代表は、本学会正会員であり、本学会顧問、名誉理事長、理事とする。
- (4) 地方会会員の構成は、本学会正会員・学生会員とする。
- (5) 地方会賛助会員の構成は、本学会賛助会員とする。

### 第3章 地方会の目的と事業

第4条 地方会は、本学会の事業目的達成のための事業の一環として、その地域的活動を行うことを目的とする。

2. 地方会は、前項の目的達成のため次の事業を行う。
  - (1) 学術総会
  - (2) 市民公開講座
  - (3) 会員相互の連絡及び親睦
  - (4) その他必要な事項
3. 地方会が学術総会を行う場合は、本学会総会の会期から前後30日以上間隔をあけて開催することとし、連携・渉外委員会にその概要を開催の3ヶ月前までに報告をし、理事会の承認を得ることとする。
4. 地方会が市民公開講座を行う場合は、庶務・企画委員会にその概要を開催の3カ月前までに報告をし、理事会の承認を得ることとする。
5. 地方会学術集会の発表、参加は、本学会単位認定を受けることができる。

### 第4章 本制度の運営

第5条 本学会の連携・渉外委員会の委員会は、地方会を管掌し本制度の円滑な運営を図る。

2. 本制度の運営に関する決定事項は、学会ホームページ、学会誌等によって会員に告知する。

### 第5章 会計

第6条 地方会の運営経費は、会費、本学会からの交付金、事業収入、寄付金およびその他を以て充てることとし、会計は本学会会計に組み込むこととする。

2. 地方会の会計年度、事業年度は、4月1日に始まり3月31日までとする。
3. 地方会代表は年度の収支予算書・決算書ならびに事業計画・報告書を作成し、決算に必要な書類を本学会へ提出する。

### 第6章 規則の改廃

第7条 本規則の改廃は、連携・渉外委員会の議を経て理事会の承認を受け、評議員会に報告するものとする。

附 則

1. 地方会への交付金は以下とする。  
一地方会に対して地方会会員数 100 名につき 3 万円を出すこととする。
  
2. 地方会の費用は以下とする。  
学術集会、参加費は当該年度の本学会の該当費用を超えない範囲とする。
  
3. 地方会名の名称表示・呼称は以下とする。  
日本抗加齢医学会(地方名)地方会 と称し、表示する。

施行日： 2012 年 6 月 22 日